

平成21年 第2回
さつま町議会会議録

平成21年2月20日 開会

さつま町議会

平成21年第2回さつま町議会臨時会審議結果

平成21年2月20日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
3	平成20年度さつま町一般会計補正 予算（第8号）	H21.02.20	H21.02.20	原案可決	—
4	平成20年度さつま町後期高齢者医 療特別会計補正予算（第2号）	H21.02.20	H21.02.20	原案可決	—
5	平成20年度さつま町水道事業会計 補正予算（第3号）	H21.02.20	H21.02.20	原案可決	—
6	平成20年度さつま町簡易水道事業 会計補正予算（第2号）	H21.02.20	H21.02.20	原案可決	—

平成21年第2回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年2月20日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（27名）

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員（1名）

18番 田 中 伸 一 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 氣 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長（総務）	宮 之 脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長（経済）	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
商工観光課長	橋 之 口 幸 男 君	水 道 課 長	岩 切 秀 久 君
健康増進課長	楠 木 園 建 雄 君	建 設 課 長	脇 黒 丸 猛 君
福 祉 課 長	日 高 昭 治 君	農 政 課 長	赤 崎 敬 一 郎 君
すこやか長寿課長	小 椎 八 重 廣 樹 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎		
財 政 課 長	二 階 堂 清 一		
企 画 広 報 課 長	中 村 慎 一		
定 住 促 進 室 長	北 原 美 義		
災 害 復 興 対 策 課 長	坂 本 正 己		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 4 議案第 4 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議案第 5 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 6 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第2回さつま町議会臨時会を開会します。
18番、田中伸一議員から本日の会議に欠席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、平田昇議員及び4番、新屋敷浩議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、地域活性化、生活対策臨時交付金事業費に要する経費及び障害者福祉費、介護保険対策費、並びにその他所要の経費を補正するため提案するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,307万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億8,407万9,000円とするものであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂 清一君）

「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。議案第3号について質疑はありますか。

○高嶺実樹雄議員

農産園芸費の中の公用車の93万と、林業総務費の中の190万ですけれども、それぞれ使用目的によってグレードが違うと思っておりますけれども、この辺の内容をお示しいただきたいと思っております。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

農産園芸費の中の公用車の件でございますが、これについては軽トラック4WDを計画しているところでございまして、今現在の軽トラック15万キロ走行、平成5年度に購入いたしております。もう大分修理が必要ということと、それから今月の2月の14日が車検ということで、車検を受けずに新車に買いかえたいということでございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

林業総務費の中の公用車の購入の関係でございますけれども、現在保有している車がエスクードという車でありまして、排気量が1500cc、初年度の登録が平成4年の8月ということで、17年目をもう迎えているところであります。

これまで、何回となく途中で止まったりもしているということでありまして、今回お願いをしたところでございます。走行距離は18万6,000キロということでございます。今回購入予定であります。同じ排気量の1500ccで、今のところトヨタのラッシュというジープタイプの車になりますけれども、4速オートマチック4輪駆動車ということで計画をいたしておるところであります。

○高嶺実樹雄議員

庁舎内の公用車にありましては、車検等とか整備等町内の整備会社を回られるといったようなことを予算決算関係で聞いた記憶がございますけれども、この購入に当たっての選定方法はどのようにされたのか、お聞きします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

一応今申し上げた予定の車は、カタログ上で一応今持っている車種と同程度のものということで係のほうで一応予定として上げて分でございます。これから購入する際につきましては、財政課管財係のほうとも十分協議をしながら決めていきたいというふうに考えています。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

農産園芸の関係につきましても、町内業者でということで管財のほうと打ち合わせをいたしておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長のほうに商工費の地域活性化生活対策臨時交付金事業費の関係でお尋ねいたします。

今、国会でいろいろ審議されておりますけれども、いったん一般財源で計上し、そのあと財源の組み替えを行うという説明でございましたけれども、国会の審議が確実に年度内に行われるものか、そこあたりをどういう要望をされていくのか。なかったら一般財源を使ってそのままというふうになるし、あるいは交付税措置ができる関係にあるのか、そこあたりの情報を入れられて

こういう組み替え措置を行う考えがあるのか。

それと、建設課長のほうに土木費のところ、電柱等移転が道路維持費のところに出ておりますし、観音滝公園管理費の中で電柱等移設の100万円が計上されておりますけども、ちょっと確認をしておきたいと思います。

以前、合併以前のところで町道等の電柱敷地料ですか、これは旧町扱いがちょっとあったと思うんですけども、敷地料が入ってくる時点のところといたしますか、たしか旧宮之城町におけるところじゃあ、それは入ってこないというような覚えがあったと思うんですけど、ここで再度確認をしておきたいと思います。

こういう町道等の電柱敷地料の件ですけれども、実際こういうところで電柱を敷地移転する場合は、町の持ち出しが発生するのか、それと敷地料は入ってこないのか、その2点をちょっと最初お聞きしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回、国のほうで進められております2次補正の対応でございますが、100年に1回と言われる大変な経済情勢がやってきております。そういう中で、この緊急の雇用対策を初めとする2次補正という予算については、これが必ず実施されるものという前提のもとに各都道府県も市町村もこれは予算を組んで準備をしているわけでありまして、これが外れるというようなことはあり得ないというふうに思っておりますし、財調でもっての対応をしながら組み替えるということで、必ず進めていけるものと思っております。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

電柱の移転料の関係なんですが、これにつきましては事業をするときに、この補償補てん及び賠償金の中で補償費として払います。それと、敷地料につきましても占用料という形でとっているところがございます。町道敷につきましては、とっているところがございます。

○川口 憲男議員

町長のほうはもう国会待ちですから、いろいろお役目上市町村長会もありますし、そこあたりが国会の議員の方が審議をされる中ですけども、強い要望をしていかないと町政に影響を与えるところが多大にあると思いますけども、そこあたりはひとつ慎重にといたしますか、極力進めていただきたいと思います。

それから、商工観光課長に地域活性化生活の事業費で、種々賃金あるいは使用料及び賃借料、備品購入費等を計上されております。この内訳といたしますか、これは私らの手元にもいろいろ募集要領やらがきましたから、内容的には判るんですけども、この事業をされていく中で重機借上料とか、機械工具はどういうようなものに使われるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

7款の関係の借上げ料の関係並びに購入費の関係でございますが、まず借上げ料といたしまして重機がバックホーを2台、これは0.2立米、それからダンプを2台という形で考えております。結局、公共公園の公共施設等の管理維持管理の関係に2班体制でまいりたいということで、一応2台ずつと。

それから、備品購入費といたしまして、刈払機あるいはチェーンソー、タイヤショベル、それからクレーンダンプ一式というようなものを購入を考えているところでございます。

○川口 憲男議員

重機借上料のほうはバックホー2台に関する付随するものだと承知いたしましたけど、ちょっとこの原材料費もいろんなそれに付随して必要経費が出てくるお金だと思っておりますが、それと備品購入費がちょっと私も聞き取れないところがあったんですけども。

それと町長このさつま町としまして、来年の3月31日まで、よそにない非常にこれを利用される方にとっては1年間のうちにゆっくり仕事が探せられるというメリットもありまして、非常にいい方策じゃないかと思えます。

しかし、その一方考えるのが、いろんなところで地元の企業あるいは小さな企業の方々が頻繁に苦しんでいらっしゃる状況が出てきております。

そのところで、国のこういう施策があったからこういう対策が打てたと思うんですけども、今後やっぱし地域の活性化あるいは地域が衰退しない条件のためには、町としてやっぱりいろんな策が、これ以外にも必要になってくるんじゃないかと思われるんですけども、町長としてそこあたりをどのように考えて今後行かれるのか、このほかに何か対策を講じなければならないというような考えがあらわれるのか、そこあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

今回のこのアメリカ発の金融不安から始まった経済不況と、これは大変な規模のものとなっておりますだけに、企業の雇用環境というのが非常に悪化しつつある、これが先がまだ見えないという状況がございます。

そういう中で、この地域活性化生活対策臨時交付金事業というのが国のほうでも組まれながら、こういうような状況の中で内需といいますか、雇用を生み出していくようなてこ入れ策というのが行われているわけがございます。

本町におきましても、このような状況が昨年の末以来急速に進展する中で、企業の実情、それからまた町内の商工業あるいは農業あらゆるところに目を配りながら、そういう中で今後雇用の可能性、あるいはまたそういう方面での今後の取り組みの可能性というものをずっと探ってきているわけでありまして、そういう中で企業の方々が農業の分野に参入をしたいという検討を始めておられるところもございまして、それぞれ可能性を今全般的に探っていると、そしてそれに対してできるだけ相談窓口を開いて、そういう方面に対するまた便宜を図る、また我々も研究しながらそういう対応を図るということにしているところでございます。

そういう点で、非常に厳しいこの現状を、逆にまた今までなかったような発想も出てくると思えますので、逆転の発想で柔軟にいろいろと研究をする。そういうこれをチャンスととらえて努力をするというような気持ちでそれぞれの窓口、そしてまた関係課連携して対応を図るというふうにしているところでございます。

これから、今第一弾として一つの1年間という前提の中での雇用対策を発表いたしましたけれども、今後とも次の段階として何ができるのかということは、今検討しているところでございます。

○中尾 正男議員

同じく商工費の関係で、9日から雇用の申し込みを受付をされているわけですが、その状況等、どういう状況になっているのか。この予算の中で今もありましたとおり、機械購入で1,400万円、タイヤショベルみたいなこういう機械器具を購入する、細目はその交付税のまだ決まってない中で、こういうものを使って資金使途が大丈夫なのか、高額な機械を購入、人夫賃とかいろんな人件費、こういうものならですけども、そこあたりから許される範囲なのか、確認ができていいのか、そのことをお伺いしておきたいと思えます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

緊急雇用対策といたしましての今回の2月9日から募集を行っておりますが、現在のところ、きのう現在でお知らせいたしたいと思えます。

まず、本日この予算を計上してございます公共施設等の維持管理の作業員、これにつきまして

11名に対しまして現在のところ15名が応募しております。

それから、給食センターに対しましては1名に対しまして応募者2名、クリーンセンター1名に対しまして7名が応募、それから環境センターここにつきましては1名に対しまして2名、学校用務員これは2名に対して1名、それから水道施設の管理人は2名に対しまして作業員班のことを兼ねまして2名というような状況でございまして、実質18名の人員に対しまして現在のところ27名が応募している状況でございます。

それから、備品購入の関係でございますけれども、今回1,400万余りの計上をいたしました、1年間この作業という形で町内の公共施設の管理をしていただくということになります。そのための経費でございます。あわせて、そのあと1年間で購入いたしますけれども、あくまでもこれは期間限定の形で1年以内の雇用ということになります。

そのあとにつきましては、また町の道路作業維持班のほうで活用して、効率的な活用を図っていけるということで考えているところでございまして、これにつきましてもこの生活給付費の中で対象になるという形で今話を進めているところです。

○木下 賢治議員

私も同等の質問をするわけですが、確かにこういう生活、地域活性化という面からいけば、機械器具を買うよりもやはりこれを町民に施すべきじゃないかというような感覚があるわけですが、

1,400万円の備品購入、まあ年間、1年間リースしても安く済むだろうし、現在町で持っているタイヤショベルももう寿命で将来的に買いかえんじやならんとちゅたればまた話は別ですが、そこ辺の状況を教えていただきたいということと、この応募にあふれた人たちの対応はもう全く考えられないものか。

募集定員を超した人たち、また今後も、まだこれからも雇用の要望があるかと思っておりますけれどもそこ辺の対応を含めて。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

今回の備品購入の関係なんですが、タイヤショベルにつきましては、もう路上も走ることができないような状況でございまして、クラッチ板が大分やられております。その関係で、今回このような形で買いかえをということでございます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

今回の募集の関係、雇用の関係につきましてもの対応でございますが、先ほど18名に対して27名って言いましたけれども、これにつきましては詳細について分析しておりますが、基本的に昨年中、2月現在まで解雇された方々っていう方が、このうち14名が応募しております。

そのほかの13名の方はこの経済対策、ここ経済が落ち込む以前からもう自己退社とかあるいは失業していらっしゃった方々が職を求めて来ていらっしゃるという状況でございます。

なお、本日計上いたしました公共施設の維持管理の4,800万円につきましては、早速2段階方式で採用してまいりたいということも考えてございまして、これにつきましては基本的に緊急対策でございますので、今回のリストラ、会社のこういうものの状況に基づいて、それと生活の主である方々、いろんなものをもろもろ考えまして採用に当たっていきたいというような考え方でございます。

なお、今後の対応でございますが、先行き不透明なこの経済の情勢、あるいは町内の関連企業いろいろ企業がございまして、ここら、より一層厳しい状況を迎えるというような見通しを立てているわけでございますが、これらにつきましては4月以降につきましては国の動向、あるいは本町の動向をにらみながら、また国といたしましても21年度におきまして新たなまた何次補正か

判りませんが対策は打ったり、そこら辺に随時敏感に対応しながら本町としてのできる限りの対応をしていきたいと考えております。

○財政課長（二階堂清一君）

今回の2次補正に伴います関係の予算化であります、1つはいろんな事業がありまして、そのうちこの分だけは、雇用関係だけは全体を計上したほうが全体を説明しやすいという形でこういった方法をとらせていただきました。特に、早急に執行していかなければいけないものは、賃金にかかる分であります。

ですから、備品購入費ですとか、リース料ですとかそういったものはできましたらこの予算が、国の2次補正が完全に通って、どうせこれは繰越明許費という形でまた最終日にお願いする形になりますが、そういったので1年間の猶予がありますので、そういったのを見比べながら執行していきたいと思っております。

この備品購入費につきましては、私たちもいろいろ研究したんですが、リースでいく方法、当然あるというふうに思っております。ただ、リースの場合はもう1年間限りが補助対象となりますので、1年間を過ぎたらもうその機械は返していかなければいけないということになります。

ですから、今回の場合、建設課からも2、3年前からもういろんな相談を受けておったわけですが、建設機械が、維持補修班に使用する機械がもう非常に老朽化していると、もう買いかえてくれという話も伺っております。

ただ、予算的にそこまでゆとりがなかったものですから延び延びになってたわけでありまして。ですから今回こういった2次補正で財源がついて、これが購入できるのであれば、これがこっちの公園整備チームが終わった段階では維持補修班のほうに所管替えをしまして、それで十分使っていきたいというふうに思っております。

これを見送りますと、一般財源で維持補修の建設機械経費を使うということになりますので、こういった措置をとらせていただきました。

○平八重光輝議員

二、三、重なるところがあるかもしれませんが、最初に商工費のただいま出ております地域活性化の対策ですが、失業された方も大変非常に多くて大変なんです、そういう方は目に見えております。

ところが、商工業の方については全く売り上げがなくなっても外に見えません。全くそういう苦しい状況というのが目に見えないわけです。この離職された方も大変ですけども、この商工業でもうほとんど売り上げがなくて大変な方もたくさんいらっしゃる中で、そういう方についての何ていいますか、相談窓口もありますけれども、もうちょっと積極的な救済、救済って言ったらちょっと失礼になりますけれども、お手伝いできるような対策というのは考えられたものか、あるいは今後新しい予算において積極的なことを考えておられるものかお尋ねいたします。

それと、30ページの先ほど出ました公園費の中の電柱移転費なんです、この工事の内容をもうちょっと具体的に判ればよろしいんですが、町道等に置かれたものについてこちらが道路を改良するから移転してくれということで出されるのかどうか判りませんが、一般家庭の敷地内にあるものについては敷地料を払っていただいておりますが、その中でも地主さんが移してくれているのはもう無償で移転されるわけです。

そういうものの交渉というか、中身がちよっと判らんから何とも言えませんが、そういうような交渉というのはされなかったものかお尋ねします。

それから、31ページの住宅管理費の中の共同アンテナの中身が、デジタル関係であるかどうか判らないんですが、デジタル関係であるとすれば2011年の7月24日ですか、全くもうア

ナログは見れなくなるんですが、そういう中に入っておられる方のテレビが見れなくなるときの対策というのは考えておられるものか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

御質問、御指摘の関係でございますが、御存じのとおり地域経済という形が相当落ち込んでおります。中小企業ということで、もう町内におきましてあらゆる分野に、計り知れない形でひとつ影響が出ているのはもう私たちも十分承知しております。

そういうことで、町内の商工業者におきましても相当な消費の落ち込みと、いう形で厳しい状況にあることは十分承知いたしておりますが、町といたしましても今回の交付金等もございましたけれども、早急に新年度予算におきましては、また昨年を引き続きましてプレミアムを売っていきたいという考え方でおります。

これにつきましては、国で今問題になっております生活給付金、これと抱き合わせた形での販売も今検討していきたいということで取り扱っているところでございます。

それから、セーフティーネットの関係でございますが、現在のところ55件の方々が、融資の関係でいらっしゃいますけれども、この方々の全体を見ましても30数パーセント売上げが落ちているというような状況でございます。

これらにつきましても、行政としてできることは、利子補助的な形で新年度予算でひとつ大幅な形での助成をしてみたいと考えているところでございまして、最終的には個々の消費が伸びないことには、どうしようもないというような状況でございます。こちら辺のところは国のほうとも、県のほうとも連動しながら、できる限りの手は打っていかなくてはならないと。現在、考えていることは以上のような状況でございます。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

30ページの2目の公園管理費の関係でございますが、補償補てん賠償金ということで、100万円お願いしてございます。これにつきましては、ちょうど観音滝公園内の道路に、公園内の道路ですが、ちょうど2本ほど電柱が立っております。

ちょうど県道の改良に伴いまして、その道路が使用できなくなりまして、公園の駐車場として利用するというので、ちょうど邪魔になります。その関係で2本をちょっと横に移転をするということで、九電あるいはNTTの線が通っておりますので、その分の補償でございます。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

31ページの住宅管理費の関心の共同アンテナの負担金の98万円の関係でございますが、これにつきましては中央地区にございます町営住宅の4団地分の地デジの関心の負担金でございます。

正香団地、それから溝添団地、永尾団地、永尾東団地の4団地、全部で28戸ございますが、その地デジの対応に対する町の負担金でございます。

今現在、今年度から、あじさい団地は平成20年度、負担金で地デジの関係で計画しておりますが、23年度までの間に町営住宅のその地デジ対応につきましては組合ができているところもございまして、そことも協議しながら計画していきたいということで考えております。

○平八重光輝議員

商工活性化につきましては、日本の最高責任者が当初日本の影響はハチに刺されたぐらいだろうというお話をなさっていました。ハチにもいろいろありまして、ミツバチが2つ3つ刺したつち、あいたつ痛かったぐらいで済みますけれども、今の状況は大スズメバチに4、5匹刺されたぐらいの瀕死の重傷以上のハチに刺されたぐらいの影響があるように思います。

そういう中で、やはり商工業が元気がないと、まちも元気がありませんから、ぜひ積極的な対

策を、もちろん失業者、失業された方も大変です。大変ですが、また商工業の方も非常に大変な今状況ですので、できれば「おらあこえんとうや」ちゅうぐらい新聞がびっくりして書くぐらいのをやっていただければ非常にいいんじゃないかと思います。その辺をぜひ検討してやっていただきたいと思います。

電柱移転については、もうちょっと電柱移転というか、そのNTT、九電等に交渉されては、私も昔NTTにおったから余り中身は言えないんですけども、交渉の余地があるんじゃないかと思われま。

それと、地デジは負担金、町営住宅ですからやむを得ませんけれども、そのあとが大変ですので、ずっと私は今総務省と交渉していますが、非常に生活保護家庭には補助金を出しますということですけども、生活保護手当、より少ない年金等で生活されている方もたくさんいらっしゃいますから、そういう方に10万円なり、何万なりの新しいテレビを買わんと見れませんかというようなことは非常に大変なことです。テレビというのはもう高齢者にとっては、特にひとり、二人暮らしの方にとっては、もう人生の中の相当大きな楽しみの一つですので、そういうのができなくなるということがないような施策をぜひとっていただきたいと思います。

現在のこの工事は、今ここは両方見れるということでもよろしいわけですね。

○中尾 正男議員

蒸し返すようですが、先ほどの備品購入費、タイヤショベルの。聞けば、課長の答弁でもこういうのも対象になるということですが、ただ本来建設課で使っている分ももう老朽化して、もうろくに動かんというような、本来の筋からいけば、やっぱりそれは別枠の建設課の予算で購入すべきのものだと思うんです。

やっぱ町民感情論からしても、生活支援のこの緊急の交付金ですから、これはやっぱその町が将来的に、商工観光課のほうで買うて建設課でまたあととは使うと。そういうものは、やっぱ筋が少し町民から理解ができるのか。

応募者もたくさんいるわけですから、もう少しここ辺のところを増やせないのか。そして、財政課長の話では、この大きな備品についてははっきり国会のほうでも決まってからということですから。

町長どうですか、ここあたりはすぐには買わないということでしたから、やっぱ少しもう一回また予算はですけども、検討してみるとか、そういう考えはないですか。

やっぱこういう本当に厳しい状況ですから、失業者がたくさんおって、結局、交付金事業でまちが本来別で買うとか、そういうものを買って、まちがよかばっかいじゃらよというような批判にも成りかねないところが出てくると思うんですよ。そこあたりの考え方を聞いておきたいと思います。

○町長 (井上 章三君)

今、御指摘のあったところはまた大切な、考えなきゃいけない部分ではあると思っておりますので、今回の交付金事業の中でいろいろとメニューは定められている範囲内で検討はしておりますが、最後までよく状況を見極める努力はしたいと思っております。

○平田 昇議員

私もただいまの地域活性化生活対策臨時交付金事業について、私は別な視点から、これ疑問を持ちます。

この事業については先月1月末ですか、29日でしたか、全協で執行部からの説明がありましたが、私が疑問に思う点は説明だけで政策は進められたと、これができるのかと。説明はした。それから3週間後にその予算を認めてくれとのこと、それが今日の議会であります。

その3週間の間に既に政策はスタートしている、応募者を募集している。オーバーが幾らである、これはもう着手したということですよ。

私は、これは議会の軽視ではないかと。急を要したので議会の承認を求める暇はなかったというのでしょうか。

私は、昨日担当課に行って確かめましたが、新しい職場を求める人たちが殺到しているような状況ではない。ただいま説明がございましたが、緊急性は。大事なことです。大事なことだが、緊急性はどうかと町長に質します。

議会がその事業に要する予算を認めてから、執行部はその事業に着手すべきではないのか、これが行政のルールではないか。これは明らかに議会無視であると、町長はこれは正当な行政の進め方であると思っておられるかどうか、これをお聞きしましょう。

○町長（井上 章三君）

雇用の厳しい状況というのが、次々と出てきている中で、近隣の市町におきましてもそのような対策がとられつつありました。年度末までの間、2カ月、3カ月の間をその区切って対応を図るところも多々あったわけですが、そういう中ではまた非常に短期間の中で、それに応募していくということと自体が非常にまだ不安定だということもありまして、やっぱり職をなくした方々に対する少しでも安定した形の中で、次を探していけるという形を早くとらなきゃいけないと。

やっぱりめどを早く立てなきゃいけないということで、今回このような1年間という中長期になりますけれども、そういう中での政策を出して、そして募集を始めたということでありまして、これはやはり今職をなくした方々にとっては非常に深刻な問題ではないかというふうに思いながら、このような手を打ってきたわけでありまして。

そういう点では、議会の皆さんにも非常に急を要している時代の流れの中にありますだけに、御理解をいただけることではないかというふうに思っていたところであります。

○平田 昇議員

私がお尋ねしたことは、議会の議決を得ずして予算を承認しないままに進めていいのか、それが正常なやり方であると町長は思うかと。緊急性を持ち出したが、そんなものではない、私も確認した確かに大事なことだ。雇用対策というのは非常に大事なことで、ただ私は間違えていないかと、この事業の進め方がおかしいではないかと、正しいと思うなら正しいと言えればいいんです。正しいか。

○町長（井上 章三君）

これは、国のこの臨時交付金事業というものの自体がまだ財源が確定はしておりませんが、国のほうも真剣にこれに取り組んでいるという中での各都道府縣市町村もそのような手を打っているということでありまして、そういう取り組みをしたということは、これは正しいことであったというふうに思っております。

○平田 昇議員

答えになっていない。よろしい、もうそれくらいのことだろう。

次に、町長として残り在任期間が40日不足で選挙を目前に控えた町長が、議会に提出した予算には来年、21年度いっぱいわたる事業として、この事業は取り組まれている。

本来予算は年間の見通しの上に立って編成されるべきものであるが、選挙を目前にする町長は自分の政策的判断は一時表に出さずに、最小限必要な人件費等を計上するのが、これは常道でしょう、骨格予算と呼んでいる。

議長も説明会の中で厳しくそれは指摘された。町長、行政の道義から外れているではないか、

どうだ。それとも、次の町長になる人がそれだけの裁量がないと思っているのか。骨格予算。

○町長（井上 章三君）

選挙のある年は骨格予算という言い方がよくされるわけではありますが、それは当然そういうことを前提としながらも、今私たちが立たされている中であって、選挙だからできる、考えなきゃいけないこと、しかし今もうすぐに進めなきゃいけないこと、それはもう当然そういうことがあるわけでありませう。

選挙のために、町民に対する施策というのが停滞してはいけない面も当然あるわけでありまして、今回のこの緊急事態というのはそういう選挙ということのために停滞するようなことがあってはならない部分であるというふうに思って、この問題にはもうおくれをとらないようにという気持ちの中で真剣に取り組んでいるところであります。

○議長（濱田 等議員）

（「議長」と呼ぶ者あり）3回だったですが、もう3回済んだんですが。

（「もう一回言わせてください。確かにこの対策は必要であります。」という発言あり）それじゃあ、平田議員の発言を許します。4回目です。

○平田 昇議員

確かに必要であります。しかし、先ほども言うように、緊急、やるなら6月ごろの期限を切ってやるべきではないかと、来年度の政策は来年度の町長にゆだねるべきである、これが常道ではないかと。せいぜい6月ごろまで期限を切ってするのが常道ではないかと、それだけ緊急性をいうのであれば、強調するのであればそれをお尋ねしていきたいが、どうだ。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

（「副町長じゃない、町長に尋ねるんだ」という発言あり）予算の関係でございますので、私のほうで答弁させていただきますが、いわゆる政策的な部分の問題を指摘をされているかと思うんですが、きょう、本日お願いをしておりますのは平成20年度の補正予算でございます。

骨格予算と言いますのは、やはりそういう選挙等を控えた場合に、いわゆる政策的な経費を極力予算に見送って義務的な経費とか、維持管理費とか、そういうものを計上するのが骨格予算ということでございまして、法的な根拠ということはないわけでございますが。

やはり今回の場合は、緊急雇用対策については国がもう既に予算の論議に入っているところでございまして、それから言いますとやはり御指摘がございまして1年間を要して経費を使用する、これについては繰越明許費で設定をして1年間を要して予算消化を図っていくということになりますが、いずれにしても意思決定するのは議会でございます。

そういう骨格予算の問題については若干今回、本日提案をしている予算等の趣旨とは違うんじゃないかと。今回は補正予算でございまして、当初予算ではございまして、当然当初予算の段階では骨格予算の論議はしなけりゃならないわけですが、今回はそれには該当しないというふうに理解するところでございます。

○柳田 隆男議員

同じく今話題になっております地域活性化についてお尋ねいたしますが、かなりの応募者があり、また今後もそうした人がかなり出てくるんじゃないかというふうに思いますが、1年間のこのスパンの中で、1年間という任期の中で、仮にほかの仕事につかれた場合は、その間また補充をされていくのか。

そしてまた、1年経過すれば、まあ来年のことを言えば国がどういう方策を打つか判りませんが、今の段階ではもう1年間でまたいわゆる首切りとなるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

雇用のスパンの関係でございますが、考え方といたしましては最長1年というような考え方でございます。なお、面接あるいは今相談にいらっしゃった方々にもすべて申し上げているので、今回は緊急雇用という形でございますので、この期間にひとつ大いに定職といたしますか、それを見つけていただきたいと。それには行政も一緒になってお手伝いをするという考え方に立っているところでございます。

なお、1年経過後どうなるかということでございますが、これにつきましてはまだ情勢がどれだけ変化していくか判りませんが、今の段階ではもう1年と、最長、その間に見つけていただくというような考え方でひとついるところでございます。

それから、見つけていただいてそして途中の欠員の関係につきましては、速やかにそれぞれの所管課において補充していくということで、1年間は必ずだれかがいるという形をとっていききたいと思っております。

○新改 幸一議員

地域活性化の関係がそれぞれ意見が出たわけでございますが、私18ページの民生費の中での障害者相談支援事業の関係でございます。200万円計上してあるわけでございますけれども、この障害者の支援というのは大変重要なことでございます。先ほどの説明では、この相談支援事業補助ということで2カ所開設ということの説明があったわけでございますが、この2カ所というのがどこどこのことなのか。

それとこの相談支援の関係の事業内容という、この2カ所に対する事業内容をもう少し詳しくお示しいただければありがたいと思います。

○福祉課長（日高 昭治君）

18ページの相談支援事業の関係でございますが、これは障害者自立支援法に基づく相談支援体制をつくるという意味で、これは県の総合対策事業の中で19から20年度において、この相談支援事業立ち上げ支援の補助があります。これを受けて2カ所、100万円の2カ所ということで今回、御提案をさせていただいているわけでございますが、これにつきましては今考えておりますのが、社会福祉協議会それと宮之城ふくし園の2カ所でございます。

この事業の内容につきましては、障害者の相談の支援ということでありますので、情報提供あるいは相談、社会資源を活用するための支援、それと権利擁護の関係等の必要な援助という形になります。

この2カ所につきましては、既に県の認定を受けてまた研修も5日間ということで、必要な要件を一応満たしていただいているところであります。現在協議中でございます。

それと来年度に、一応今回は立ち上げ事業ということで整備の面での予算計上ということになりますが、来年度当初ではちょっと上げてないんですが、補正でこの事業の関係を一応計上したいということでありまして、ただいま申し上げました事業の内容等についての予算計上ということでもあります。

この社会福祉協議会の関係につきましては身体障害者、主には3障害のすべての相談を受けるということになるんですが、社会福祉協議会の場合は身体がメインと、ふくし園の場合は知的障害がメインということで、一応進めているところでございます。

○新改 幸一議員

ただいま2カ所がふくし園と社会福祉協議会ということでございましたけれども、管内にはここ以外にもこういう形の中で事業をやりたいんだという施設といいますか、そういう組織というか、そういうところはないものですか。

○福祉課長（日高 昭治君）

これにつきましては、一応要件がありまして実務経験、これにつきましては知的障害更生施設あるいは指定居宅介護支援事業所、こういうものに通算5年以上というようなことに、プラス、初任者研修の5日間とそういう要件がございまして、そういう中で一応要件を満たしていただけるものということで今の2カ所、あと精神のほうがもう一カ所お願いをした、お願いといいますか、一応打診をした中ではまだ体制が整っていないというようなことであります。

○久保 道夫議員

地域活性化のこれと関連しますが、マスコミ等を見ますと生活支援の中から生活保護と申しますか、そういう請求もあったということで、この不景気というのはどこまで長引くかわからないと。

当然私どもの町内の居住されてこの対象者になりました方々も、失業保険なりあるいはまた行政が取り組んでいるこういう中で生活されていかれるわけですが、これが長引いた場合、必然的にある程度この生活の保護という、あれもしていかなければならないのではないかと思います、現段階でそういう生活保護の申し込みと申しますか、そういう相談というものはないものか、長引いた場合どうしてもここは避けて通れないものではないかと思います、その対策としての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉課長（日高 昭治君）

生活保護の関係ですが、生活に困窮している場合の方たちの救済ということで、この保護法があるわけですが、今のところ福祉課の窓口で緊急雇用の関係で生活が困窮しているということでの相談というものは現在ありません。生活保護に関しましては、いろんな制約がございまして、例えば自家用車は持てないというようなこと等もありますので、そういう面でこれはこの緊急雇用対策とはまた別枠で、どうしても必要な方が生じた場合は、またそれなりの対応をしていくということで考えております。

○中尾 正男議員

14ページに戸籍住民基本台帳費が計上されておりますが、関連で少し話をしておきたいと思っております。

今月の初めの南日本新聞のところで住基カードを発行すれば、総務省の特別交付税を1枚につき1,000円、そして無料で発行した市町村には1,500円ずつこの特別交付税で支給されるという新聞記事がでったんです。

それで、そういう話は聞いたことがなかったものですから、これは1人1,000円、1,500円というのは非常に大きな金額で、みんなつくればこれは特別交付税されればありがたいことですから、そういう情報もなかったものですから。

ちょっとここ辺は何かちょっと手数料条例を少し改正すれば、行政関係だけでもちょっと議員あるいは役場職員みんな、ほとんど今は住基カードがまだ利用されていないから、その利用促進のためにということなんですが、ここあたりを利用促進を図って、今500円いただいているんですが、無料にすりゃあ1,500円ずつ、1,500円は上乗せで特別交付税がくるということですから、それでもいいんじゃないかと思うんですが、そこあたりこの利用促進を図って交付税をいただいたほうがお金のかからんことですからいいと思うんですが、そういう政策をとっていただきたいというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○町民課長（愛甲 洋文君）

昨年度現在で住基カードの交付枚数が299枚ということで報告を、前回の決算のときにしたところでございますけれども、税の関係、そういうもので有利に使えるということで、周知を図

っているところでございます。

無料化につきましては、実際打ち合わせをした経緯はございますけれども、無料化のほうにつきましては実施はしないということで、その段階では話をしているところで、現在までそういう方向できているところでございます。

○財政課長（二階堂清一君）

今の関係する経費が、特別交付税の中に入るということの新聞記事ということではありますが、確かにいろんな形で特別交付税の要因というのはあるというふうに思っています。

災害対策を関係にしましていろいろあるわけですが、あくまでも特別交付税といいますのは、その1,000円くれる、1,500円くれるということではなくて、特別交付税の要因の一つになるということでありまして、それが確実に1,000円来るかということは全く別問題というふうに考えておりますし、ことし、去年災害がない年ですので、ことしの特別交付税もかなり落ち込むというふうに私たちは予測しているところであります。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。それでは、大体。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）はい、麥田議員。早くやらんという、もう質疑打ち切りますよ。

○麥田 博稔議員

済みません。議長の「ほかにありませんか」というのを待っていたんですけども。

22ページ、平川の郷の管理費が28万4,000円ですか、計上してあるわけですが、これは前あび〜る館の関連で議会のほうからもいろいろと注文が出まして、公平性に欠けるということではほかのところも当たってくださいということで出てきたんですが、ほかにそのときに滝の宿のこともちょっと話をしました。この滝の宿も150万円で経営も順調にいつているから、14万幾らのあれだから、ださんでもいい話だったんですが、私は半分でも出す必要があると公平性に欠けるから、そういう話はしました。

それから、ごみ処理なんかの関係もあるんですよ。結局四千三、二百万円で3社に請け負わしていますけれども。あそこなんかは、車両管理ととにかく人件費がほかにも要らないわけですから、油代が上がったということは非常に大きな損失が出ていると思うんです。

だから、いろんなところを調べてくださいという話をしていましたので、そのような経過がどうなっているのか。

それから、物価が上がった場合はその中に寸借しないというようなことがあったけど、やっぱこの場合は緊急説が非常に大きかったので入れるということだったんですが、そのときにある程度の目星というんですか、何割くらい上がったらするというようなことも話し合いをしてくださいということも出たと思うんですが、その辺の経過がどうなっていたのかということをお伺いします。

それから、今の生活支援のほうですけども、生活対策これは私たちのまちに3億8,000万円くらい金が来るということで、2月補正、3月補正、それから21年度ですするというようなことだったんですが、今5,000万円くらいの予算を計上されているわけですけども、あと3月に向けてどのようにされるのか。

結局この対策のあれを見ていると、地域活性化等に資するインフラ整備など実施計画に計上された事業に充当とかってなっていますから、前は耐震化とかいろんなことも言われましたので、今後どのようにされるのか、その辺をお伺いします。

それから、地域の活性化となりますと、商店街、先ほどもちょっと出ましたけれども、商店街も非常に売れ行きが落ち込んでいると。飲み屋さんなんかもやっぱし日特さんの関係で去年の暮

れから非常にお客さんの数が減っているというような話を聞きます。

ですから、いろんなまちでまだ法令は通っていませんけれども、定額給付金の問題でプレミアムの商品券を発行すると、それで私たちのまちも昨年100万円ですか、出しまして、2,200万円ですか、そういうのをしまして、余りうまくいったかどうか判らんというような感じですが、いろんなまちでやっていますし、また総務省はその定額給付金を目掛けて商店街の活性化に使えるというような話も新聞記事等では出ていますけれども、その辺の話が来ているのか。これは財政課のほうだと思うんですが、それから商工観光課のほうにそのような話を詰められているのか、先ほど私たち議会と商工会との話し合いの中では、そういう話も出てましたので、その辺の検討がされているのかどうかお伺いします。

それから、この緊急雇用対策に係る雇用情報を先般もらったんですけども、賃金等が非常に違うんですよ待遇が。それがクリーンセンターは1人対して7名、7倍の競争率です。これは結局日額7,200円で一時金は夏は20日、それから冬に27日出すと、社会保険もつきますよ。それで1年間は雇用しますが結局契約は1年更新となっていますから、1年で切ると先ほど言われましたけれども、やはり更新される可能性もあるのかなと思うんです。

それから、この学校用務員2人に対して1人。これは何でかという、やっぱり賃金が5,400円で、年間210日ということになりますと、110万ちょっとですよ。

そうなりますと、やはりいかにあれでも男性の方で自分が世帯主であったりすると、なかなか生活が厳しいと。だからここが2人に対して1名しか応募がないということになっているんですね、ただ女性の方でもいいわけですから、女性の方ですと私たちの妻が仕事に行っても手取りにすると10万円あるかないかというところですから、妥当かなと思うんですが、やっぱり生活の支援となると、この辺の雇用状況が非常の7,000何百円から5,000幾らまで違うと。

ただ職種が違いますから、ある程度はその辺もやむを得ないのかと思いますけれども、その辺の考え方をどのようにされたのか。

特にやはりクリーンセンターというか、この環境センターのし尿処理なんかのほうは7,200円ですけども、正規の職員との差、それから学校用務員もそうですね、用務員の方も正規の職員の方との差、これは今財政改革の中でいろいろそういうふうに変えていこうというような話がありますけれども、余りにもこの待遇の差があるということはちょっとどうなのかなという気がします。そのような考えをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

観音滝公園の原油高騰の関係でございますが、指定管理者と一応協議をしたところでございますが、今回の補正までに請求といたしますか、上がってまいりませんでした。こちらの確認不足もございますので、再度確認いたしまして3月の補正にはお願いしたいと思っております。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

商店街の活性化の関係でございますが、これにあわせて定額給付金の関係も出てまいりましたけれども、考え方といたしましては新年度におきましてプレミアムをやってまいりたいと、あわせて国の動きを注視しながら定額給付金とドッキングした形で、ひとつ消費拡大を図ってまいりたいというふうな取り組みをしてまいりたいと。

なお、やり方について今商工会のほうと詰めをいたしておるところでございます。

それから、緊急雇用の関係の待遇、賃金関係でございますが、これを定めるに当たりましては上げるというよりも現在の、例えば公共施設だったら現在の道路作業班との兼ね合いが出てまいります。そこら金をもとにして決めたこと、それからクリーンセンターにおきましては現在の作業員がいらっしやいます。そこら金との関係、それからほかのものにつきましても、それぞれ

現状を把握したところで、現状と不均衡のない形で踏襲した形での額の決定をさせていただいたところでございます。

○財政課長（二階堂清一君）

今回の2次補正に係る分の予算化の話であります。確かにさつま町の場合、約3億8,000万円という枠を持っておりまして、これの予算の計上の時期について難しいといえますか、計上の時期がまだ財源確保の法案が通っていないものですから、時期をいつにすればいいのか、非常に迷っているところもありますが、ここにつきましては1回資料をお示ししながら、説明いたしたいというふうに考えております。

ただ、私たちとしましてはこの21年度中に予算化といえますか、21年度中に執行するもの今回出ておりますが、早目に執行する雇用対策の問題、それから20年度の最終補正に組んで21に送るもの。大体3グループに分けて予算執行というものがしなければいけないというふうに思っています。

内容については、全国景気対策ということで、全市町村が一緒に打つわけですので、やっぱり1本とか2本とか幅が広い、狭い形で事業費が多いという形ではなくて、できるだけこの事業の間口を大きくしまして、耐震とか、防災とかそういったところまで間口を広く打っていくことが望ましいというふうに考えております。いずれにしましても、事業内容については説明いたしたいと思っております。

○麥田 博稔議員

滝の宿の件については滝の宿だけでなく、先ほど言ったごみ処理の問題もあると思うんです。だから、その辺がどうなっているのか。事情さえ判ればいいんですけども、とにかく油代があれだけ上がっていったら、車を使うところは非常にやっぱ圧迫したと思うんです。

それで、1社だけやっぱり損してするということは、公平性に欠けるから議会のほうからやっぱりすべてのところを洗い出して、やっぱり出すべきだという話があったんです。

これだけ景気が疲弊していますと、やはり公平性ということになりますと、1万とか2万でもあってもやはり私はしなくてははいけないというふうに思いますので、先ほど観音滝のことはありましたけれども、ほかのところもやはりこの前も早急にと行って出てないようですけども。

それから、その物価がどれくらい上がったら処理するんだということを、やはりしっかり決めないかんと思うんです。だから文句を言ってきて強く言われたら変えるとかじゃなくて、やっぱりこういう条例政令をつくって、その中でしますということにしないと、やはり今後運営はしにくくなると思いますから、その辺を十分配慮していただきたいと思います。

それから、この予算のことでもありますけれども、生活支援とかそれから地域の活性化、非常に先ほど言いましたように商店街も疲弊してますし、いろんな業種の方が非常に困っておられます。

だから今、財政課長が言われましたように間口を広くして、いろんな業種に支援が行き届くように十二分にやっぱ配慮しながら、そしてまだ予算は通ってませんが、やはりできるだけ早くしないと、前一般質問で木下議員のほうからもありましたけれども、もうひっ枯れて倒れてから水をやっても生き返りません。

だから、やっぱりそういうのを十二分に配慮しながらも、私たちも国会の動きを見ながら非常に歯がゆい思いをするんですけども、町長には、議長にもやはり町村会長とか、議長会の会長でやはりいろいろ国、県にも要望してもらっていますけど、これからもやっぱり強く要望してもらって、早くこれが通ってしていただくようお願いをしておきます。

○議長（濱田 等議員）

それじゃ、これでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号について討論はありませんか。

討論がありますので発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私はこの予算の地域活性化に関する事業については、この事業費を認めることに反対します。

1、議会の議決がないままに進められてきていること。このような行政は認められない。

2、選挙を目前にしている町長は、次年度1年にわたる政策予算は計上すべきではない。するならば6月ぐらいまで、3カ月の暫定的な予算にすべきである。以上の理由で反対します。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

ただいま平田議員のほうから今度の補正予算に反対するという意見がありましたけれども、私は賛成の立場のほうから討論したいというふうに思います。

といいますのが、先ほどありましたように議会の議決がない予算を執行するというのは、これはもう議会軽視と、我々も今までずっときていましたから、これはもう平田議員とまったく一緒ですが、きょうの予算が出てくる前に我々は全協の場でいろいろ説明を受けました。

そのときに、やはり緊急だからできるだけ速やかにしなさいと、そして雇用期間も先ほど質問の中で言われましたけども、1年は長すぎると言われましたが、私たちの議会のほうからよそのまちは3月までとか3カ月とか短い期間でするけども、やはり1年ぐらいの長いスパンでやらないと効果もないし、つかわれる方も安定した生活ができないという話で、これは議会のほうから全協の中でお願いをしたということです。

ですから、先ほど町長は選挙の前だから、骨格予算にすべきだという話がありましたが、それで6月ぐらいまで、4月に選挙があるわけですからあとの町長にまかすべきだという話もありましたけれども、このことにつきましても、やはり先ほど言ったように我々議会の27人のその中で1年間というような話をしたわけですから、私は今度の補正予算を速やかに通して、そして一人でも多くの方が仕事について生活が安定することを希望しますので、議員の皆様方には私が今言ったことをご理解いただきまして、賛成してくださいますようよろしくお願いいたします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。この採決は起立によって行いたいと思います。

お諮りします。「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算(第8号)」について、原案のとおり可決するということにつきまして賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数であります。したがって、「議案第3号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」については、原案のとおり可決されました。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。休憩再開は11時5分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 4分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,832万円とするものであります。

内容につきましては、健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○木下 賢治議員

補正の財源が国県ではあるわけですが、システム改修、確かに私個人的には素人ですけ

れども額的にやっぱ大きいわけですが、そこ辺の交渉といたしますか、やはり町のお金でないからちゅことじゃなくして、少しでも経費削減の意味でも、またほかのシステム改修にもつながるわけですので、そこ辺の交渉というものはされたものか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回のシステムの改修に伴います費用といたしましては、内訳はパッケージソフトに係る経費、それからこれを導入し、また運用試験等を行いまして適正に稼働するかどうか、こういったものの人件費的なものも含まれております。

したがいまして、この経費の執行につきましては電算課を初めとしまして交えながら、今後執行していく段階で委託先のほうと十分つめをしながら、できるだけ経費が節減できる形で執行していきたいということで今つめをしているところでございます。

○木下 賢治議員

当然従来のメーカーとの随契ということですか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

このシステムにつきましては、現在汎用コンピュータで本町の場合は運営をされておりますが、このところでソフトを開発しているところに随意契約という形で執行をしていくということで考えております。

○平田 昇議員

1点だけ関連質疑です。この制度が実施されて1年経とうとしますが、当初心配された介護保険の分と一緒に年金から天引きされることで危惧された高齢者の保険料の納入状況はどうなっているのでしょうか。これをお知らせ願いたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

保険料の納入状況でございますが、この後期高齢者医療制度に関わります本町の対象人口5,415人ということで1月末の被保険者がなっておりますけれども、これに関わります保険料の調定額が1億5,644万3,400円となっております。

このうちに特徴がほしい70歳、それから普徴が30歳という割合になっておるようでございます。このうちに、1月末で納期到来しているもの等に関わります未収金というものが141万程度あるということで把握をいたしております。

今後納期が到来するものもあるわけですが、ほしい広域連合で予定をいたしております徴収率は98歳ということを目標にいたしております。

しかしながら、普通徴収におきましても97歳から98歳を現在確保をされておりますし、年金はほとんど100歳に近いということになってくると予想をいたしておりますので、そうしますと99歳ぐらいの徴収率が確保できますと最終的には1億5,600万の1歳ということで、150万程度が未収金として残るのではないのかなと、いうことを今想定いたしているところでございます。

○平八重 光輝議員

システムの改修といたしますか、一般会計補正予算にもありまして、そっちのほうではもう質問しなかったんですが、前の決算委員会の中でも申したんですが、こういうのについては今ところは随契ということであれば、まあいけば業者側の言い値というか、言う値段でほとんど出てくるんじゃないかと思えます。

記憶は定めではありませんが、何年前か長崎県のあるまちが何百万か業者が指定した値段のものを自分たちでやったら十何万か二十何万かできた、というようなものもありますから、交渉も一つは大事です。しかしその交渉するためには、ある程度の知識がないと交渉できません。経験ま

ではいらんけれども。

そのためには、役場でそういう体制をつくらないかんわけです。ただ交渉しろといわれても何も知識のないところで交渉しても始まりませんから。もう向こうのいいなりに「あそうですか」と判りましたと言うことになりかねませんので、ぜひそういう体制やら作って。

そして、このシステムの契約書を2、3先般見していただいたんですけども、ほとんど業者有利の契約書なんです。向こうが自分たちが良いようにとは言いませぬけれども、向こうの勝手では何もできませんというようなのですから。

やはりその辺から見直して、このシステムもほかの業者でも改修ができるんですよと、競争入札にできるんですよというぐらいの検討もされてください。

でないと、こっちにも二百何十万とかいくらか、年間かすれば数千万というお金を使っています。だから1割2割下げたら、10年したら数千万というお金が出てくるわけです。非常に大きなお金ですから、仮にこれは600万ですけども300万とはいわんけれども400万ばっかにできれば、ものすごく違ってくるわけです。

改修というのは1年で終わりじゃなくて、また国の方針が変われば毎年出てくる可能性もあるわけです。

そのたびに、向こうの言い値で払っとったち、とてもじゃないけどたくさんのお金がいらいますから、その辺はぜひ研究が必要だと思いますけれども、町長その辺はちょっとどうか対策を考えられますか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

電算システムについては総務課が担当しておりますので私のほうでお答えしますが、今言われました汎用システムが一番ネックとなる部分であります。

維持関係経費の負担が非常に大きいということと、それから法改正等に係る対応、今言われましたように金額が非常に差が大きいということで、現在本町では情報化推進幹事会というのを開きまして、この5年間のリース期間がもうすぐ迫ってきているわけですけども、それらのことも十分検討しながら、次の世代の基幹系システムを更新をしていくということを念頭におきながら検討しておりますので、若干時間をいただきながら、そうしたことも改善できるように今後していきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。お諮りします。「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第4号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

△日程第5「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において11万8,000円を減額し、収益的支出の総額を1億3,608万5,000円とするものであります。内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。議案第5号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第5号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。お諮りします。「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第5号 平成20年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第6「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事

業会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第6「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において18万円減額し、収益的支出の総額を2億4,954万8,000円とするものであります。

内容につきましては、水道課長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第6号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第6号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成21年第2回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 平 田 昇

さつま町議会議員 新屋敷 浩